



「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、年一回「医療費のお知らせ」を発行しています。

内容

主に令和5年9月から令和6年8月までに受診した医療機関名・医療費の総額等（お知らせには被保険者および扶養家族の情報が記載されています。）

※医療機関からの請求の都合上、記載がない場合や上記期間以外の受診が記載される場合がございます。

送付時期 送付先

令和7年1月中旬より随時「医療費のお知らせ」を事業所様宛にお送りいたします。届きましたら事業主様は開封せずに加入者ご本人へお渡しいただきますようお願いいたします。

※退職等でお渡しできない場合は、返信用封筒にてご返送ください。

その他

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに利用することができます。医療費控除に利用する場合、令和6年1月診療分から8月診療分については「医療費のお知らせ」を申告書に添付してください。令和6年9月診療分から12月診療分については医療機関等からの領収書に基づき医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付してください。

領収書等の保管についてはご注意ください。

※確定申告（医療費控除）の内容につきまして詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。



マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされている方は、マイナポータルで自身の医療費通知情報が閲覧できます！

上手な医療のかかり方～医療費節約のポイント～

①はしご受診をやめる

「はしご受診」とは、同じ病気やけがで複数の医療機関を受診することをいいます。同じ病気なのに自分の判断で複数の医療機関を受診すると、それぞれの医療機関で同じような検査や投薬を受けることとなり、体の負担になるだけでなく、無駄な診療代がかさみ家計にも負担になります。

負担を減らすため、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう！



②診療時間外・休日診療・夜間診療を控える

急病でもないのに時間外や深夜、休日に受診する「コンビ二受診」は割増料金がかかったり救急医療の妨げにも繋がります。

緊急性がない場合は、時間内での受診を心がけましょう。

※急病の場合は時間外でも受診ください。



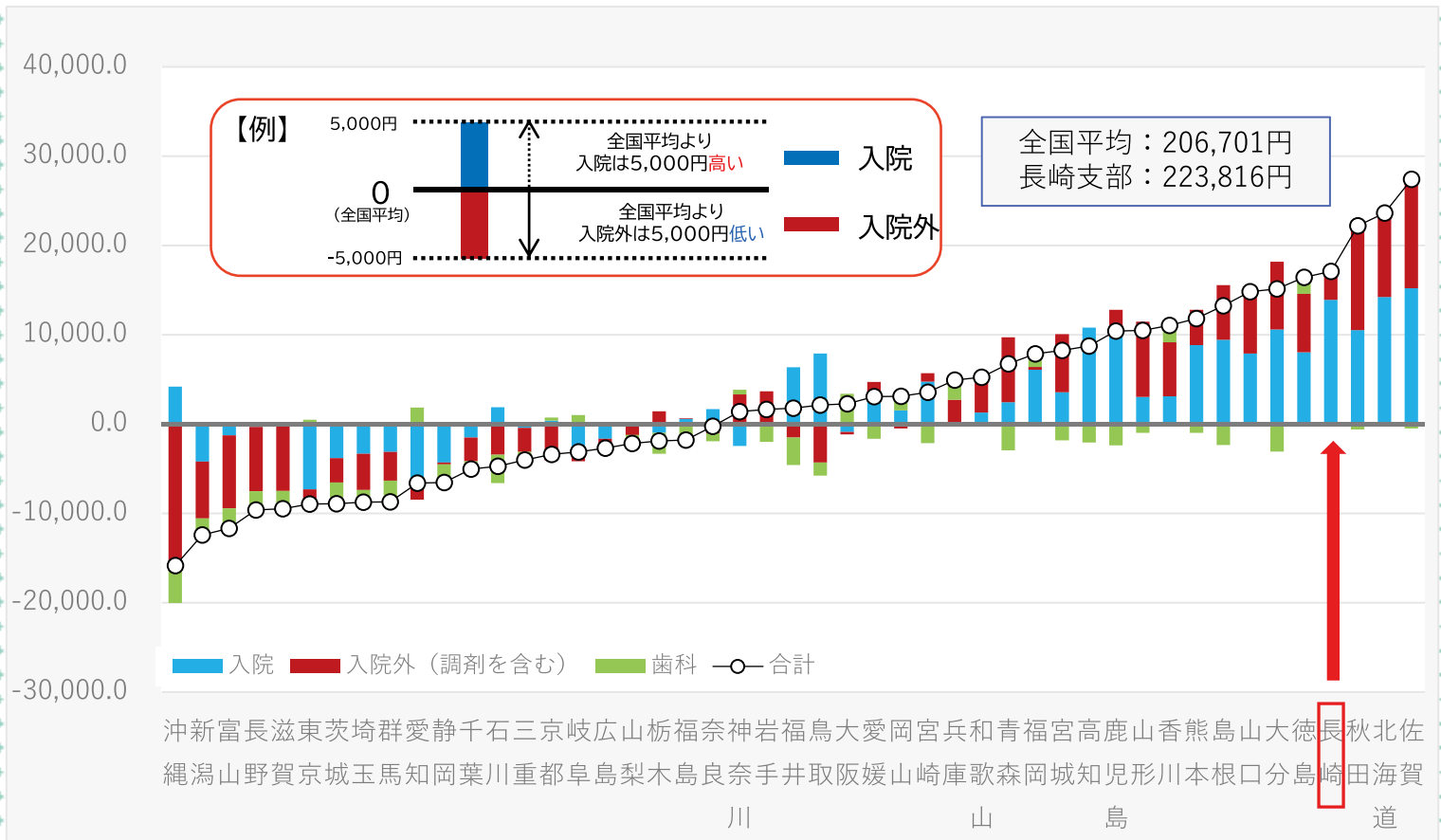
「上手な医療のかかり方」に関する動画を長崎支部ホームページにて公開しています。右の二次元バーコードよりご覧ください！



長崎県の医療費状況

令和5年度都道府県別1人当たり医療費の全国平均との差

下記のグラフは、令和5年度の加入者1人当たりにかかった医療費が、診療種別ごとに全国平均と比較して「いくら高いのか」または「いくら低いのか」を示しています。



注.加入者1人当たり医療費は、年齢調整前の額

- 長崎支部は全国で4番目に1人当たり医療費が高い状況です。限りある財源を活用し、医療を受けられる安心を未来につなぐためにも、病気の予防や健康づくり、医療機関への適正な受診といった一人ひとりの心がけ・行動が今後一層大切になっていきます。

年末年始の営業時間のご案内

年末年始の営業につきましては、以下のとおりです。

年 末 : 令和6年12月27日(金曜日) 午後5時15分まで
年 始 : 令和7年 1月 6日(月曜日) 午前8時30分から

年末年始はお手続きが多くなる時期ですので、窓口が大変混雑いたします。そのため、ご申請・お届出等は郵送にてお早めのお手続きをお願いいたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

